



①=新しい用途地域内の建物の用途制限概要=

例示	第1種住居専用地域	第2種住居専用地域	住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿							
兼用住宅のうち店舗、事務所などの部分が一定規模以下のもの							
上記以外の兼用住宅							
幼稚園、小学校、中学校、高等学校							
図書館、博物館							
神社、寺院、教会							
養老院、託児所、公衆浴場、診療所							
巡査派出所、公衆電話所、一定規模以下の郵便局							
大学、高等専門学校、各種学校							
病院							
物品販売業を営む店舗(百貨店を含む)、飲食店							
上記以外の店舗、事務所							
ホテル、モーター、旅館							
ボーリング場、スケート場、水泳場							
マージャン屋、パチンコ屋、射的場							
映画館、劇場、演芸場、観覧場							
待合、料理店、バー、キャバレー、ダンスホール、トルコ風呂							
営業用倉庫、床面積の合計が50㎡をこえる車庫(一定規模以下の附属車庫などを除く)							
自動車教習場、床面積の合計が15㎡をこえる畜舎							
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋などの食品製造工場で一定規模以下のもの							
作業場の床面積の合計が50㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが極めて少ないもの							
作業場の床面積の合計が150㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが少ないもの							
作業場の床面積の合計が150㎡をこえる工場または危険性や環境を悪化させるおそれがやや多いもの							
危険性が大きいまたは著しく環境を悪化させるおそれがある工場							
火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量が非常に少ない施設							
少ない施設							
やや多い施設							
多い施設							
卸売市場、と畜場、火葬場、汚物処理場、ごみ焼却場							

建てられる用途 (白) 建てられない用途 (黒) (ただし、特別の許可を受けて建てられる場合があります)

# 悔いのない指定へ

広報しろね十二月号でお知らせしましたが、市では住みよい町づくりのため、新しい用途地域を決めようと、検討をすすめています。用途地域は都市計画の基本であり、今後の町づくりの骨組になる大切なものです。

今回は、その計画案についてお知らせします。

## 用途地域とは

人口や産業が集中し、さまざまな活動が行なわれる都市。放っておくと、いろいろの用途や形態の建物が無秩序に建ち、騒音、悪臭、日照の妨害などで生活環境が悪化し、住みにくく不便な町となってしまいます。

## 用途地域とは

そこで、このようなことが起こらないよう、建物を建てる場合、お互いが守るべき最低の規則を決めたものが、都市計画の用途地域です。

## 用途地域に入る区域は

白根地区の市街地全域、下塩

## 決まるとどうなるか

用途地域内で建物を建てようとする場合、建築物の用途によって許可、不許可が決まられます。したがって皆さんの住居保護に重点をおいた制度といえます。

どのように決めるか

用途地域は、市が県知事の承認を得て公示した日から適用されます。決める手続は、皆さんの意見を聞き、原案を二週間皆さんに縦覧しなければなりません。縦覧された内容について意見のある人は期間中に市長に対して、意見書を提出することもできます。

など(二十二・六)となっています。